

社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 行動計画

職員が職業生活と家庭生活を両立し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次の行動計画を策定する。

1.計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日の5年間

2.目標と取組内容・実施時期

目標 部署ごとの月平均超勤時間 10 時間以内とする

〈実施時期・取組内容〉

○令和7年4月～

- (1) 総務課において部署ごとの月あたり平均超勤時間を毎月集計し管理職に報告。
- (2) 管理職会で超勤時間の状況を把握する。

長時間労働是正に向けて適切な人員配置、労務管理を徹底。

- (3) 職員は下記の制度等を活用しながら業務を合理的に進め、超過勤務時間の削減を図る。

・勤務時間繰り下げの活用

・ノー残業デイ、ノー残業ウィークの徹底